

令和5年度の献血の推進に関する計画（案）に対する意見募集結果について

令和4年12月
厚生労働省医薬・生活衛生局
血液対策課

令和5年度の献血の推進に関する計画（案）について、令和4年11月15日から令和4年11月29日まで電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて御意見を募集したところ、5件の御意見（うち今回の意見募集と直接関係しない御意見1件）をいただきました。

今般、お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。なお、いただいた御意見については、適宜要約した上で記載しております。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

令和5年度の献血の推進に関する計画(案)に関する意見募集に寄せられた御意見とそれに対する考え方

○ 意見募集期間 令和4年11月15日～令和4年11月29日

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>2020年8月30日に献血した際の血液検査に於いて、「偽陽性反応」(B型肝炎には関係のない反応)があったため、以降の献血は受け付けられない旨の文書が日本赤十字社 近畿ブロック血液センターから送付されてきました。</p> <p>HBs抗原検査:陽性 HBc抗体検査:陰性 HBs抗体検査:陰性 HBV拡散増幅検査:陰性 ALT:26 IU/L</p> <p>HBs抗原検査の結果が「陽性」の場合、輸血用血液には用いることができない、とのことですが、2022年9月4日に受けた高梁市の市民集団検診時、肝炎ウイルス検査の結果は、HBs抗原検査が「陰性」でした。陽性判定が覆っていました。</p> <p>一方、日本赤十字社は検査試薬を供給しているメーカーに対して、検査精度の検証を要請しています。『献血用検査試薬の性能向上』(感染症検出試薬(6項目)の非特異反応発生頻度の検討、並びに、軽減方法の開発) https://www.jrc.or.jp/donation/pdf/39.R030017_2022.pdf</p> <p>そもそも、感染していないことが明らかな献血者に対して、血液センターの検査結果は絶対正しい、次回以降献血しても結果は覆らないと有無を言わせない対応には疑問を感じました。</p> <p>ネット検索すると、スピッツの転倒・混和が足りない偽陽性反応が起こりやすい、との記述も見つかっています。これまでに、偽陽性反応で献血不可処分が下されてきた決して少なくない数の元献血者に対して、検証結果の連絡はなされるのでしょうか？</p> <p>それとも、既に偽陽性反応で献血ルームを出入禁止になった人々への連絡などするつもりはさらさらなく、退場させたままでいいということでしょうか？</p>	<p>検査結果について頂いたご意見は、日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
2	<p>Googleアラートで「献血」をキーワード登録していますが、献血者が取得した記念品のフリマアプリへの出品が頻繁に通知されてきます。</p> <p>時季的に最近、手帳と卓上カレンダーが増えているのですが、ある出品者のコメントには、「スマホでスケジュール管理しており不要なので云々」などと記載されていました。だったら自分から希望して貰うなよ、と・・・。</p> <p>記念品が換金される転売商材にされてしまうのは今に始まったことではなく、トミカなどは数千円に化けている事例がありますし、夏季には血液バッグ型保冷剤が大量に商材として転売されています。</p> <p>血液センターの予算で購入されたもので、そもそもは薬価であり、それが個人的利得の手段になってしまっています。</p> <p>なんとか金銭を得たいがため、渡航歴や服薬歴など問診での虚偽申告を誘発させ、血液製剤の品質に疑念を生じさせるのは望ましくありません。</p> <p>完璧に転売する気のない献血者のみに渡るようにすることは困難でしょうが、希望するか否かの意思表示があつてから渡すような声掛けの方法を工夫する必要はありそうです。</p> <p>また、記念品の転売商材化を意識した選定を、各血液センターへ求めるべきでしょう。</p> <p>なお、カップ麺やレトルトカレー、お菓子など、いわゆる「消えモノ」とされる部類の処遇品まで否定するものではありません。</p>	<p>記念品の取扱いについて頂いたご意見は、日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見	御意見に対する考え方
3	<p>今回の計画案について意見として、 第二ニ1(イ)について、企業等に向けた献血の推進であるが、社会貢献活動やボランティア活動であるので、既にあるボランティア休暇や特別休暇を設定するように働きかける(通達や指針を出して献血活動にこれらが使えるようにする等)ようにしてはどうか？ 献血ルームは土日祝日はそれなりに人がいるが平日は空いている事が多い。 平日に分散させると言う意味も兼ねて企業や官公庁が積極的に制度を使うようにした方がいいと思われる。 また、集団献血については以前にやっていたが「職員が献血でサボっている」と言うクレームが入って無しになったことがある。このような悪質クレームに負けずに献血を続けられるように官民合わせて推進していくべきと考える。</p> <p>2 採血所の環境整備について 献血ルームで献血することが多いが、献血しにきていない同行者が紛れ込んでいつまでも飲食等居座るケースがある。ジュース等は献血する者に対してであり関係ない同行者や子ども等が飲み食いするのは違うと思われる。子どもに献血活動を知ってもらうのは必要であるが騒ぐとかすることが多く、休憩スペースがないこともある。よって、関係ない同行者についてはルームの出入りを制限すべきだと思うし、別の案にもあるが社会見学や献血セミナー等で勉強してもらって等別の方法を取った方がいいのではないかと？ 血液製剤の安全のために、HIV検査目的は論外であるが他疾病含め自覚なき感染もあるため問診だけではどうしても限界がある。 問診等で虚偽記載したり検査目的とわかった場合には刑事責任が問われると注意事項に追記した方がいいと思われる。そこまですないと防げないと思うし今後は何らかの形で伝えるようにしないと次にまた来てしまうのではないかと？ また献血の本人確認はなりすまし防止で初回に必ず静脈認証登録を基本にした方がいいのではないかと？拒否する場合には受け入れ出来ないとしても良いと思われる。プライバシーでも何でもなく安全のためである。 献血者の意思に採血区分よるものについて、成分献血の血漿と血小板についてどう決めているのかわからない時がある。予約しても逆になることがよくあるのでどう決めているか知りたい。 献血ルームも成分や全血専用のルームをもう少し設定すればその区分が絶対に良い人はそこに行くので他のルームでのトラブルが少なくなるから専用のルームを増やしてはどうか？ 低血色素の者に対して栄養指導を行うとあるが、栄養士はルーム等に基本的常駐していないが対象者は後日改めて呼び出すのか？複数回の場合に指導を行うのか？ 災害時には献血協力が欠かせないので、先にも出したがボランティア休暇とかを使えるように整備すると良いのではないかと？ 初回献血者に対しては都度案内することに賛成である。初回はやはり不安であると思うので。 健康管理の検査項目はこれ以上増やす必要はないがコレステロール値だけはHDL、LDL、総コレステロールと細分化した方がわかりやすいと思う。 キャンペーン自体には何ら反対しないが、限定品や物で釣るようなやり方には反対である。物が目当てだとその時は来ても平時には協力しないから次に繋がらないし、一部の限定頒布品をネットオークションに出品されているケースがある。 5ちゃんねるやSNSで、そう言ったキャンペーンがなかったら行かないとか言う意見や売れば金になるとかふざけた意見を書く人(特に5ちゃんねるに目立つ)が残念ながら結構な数があるのが現実である。 キャンペーン終了後に比較的好評であったものは有料で委託販売してはどうか？活動費の足しになるし転売禁止にしてもどうせ売る人は売る。限定品欲しさに問診事項で嘘をつき感染事故を起こしたら目も当てられないのではないかと？ 採血基準を見直す事があると書いてあるが具体的に何かあるのか？また、平均寿命も伸びているし人口も減っているので現在の69歳までから74歳くらいまで可能年齢を伸ばすとかは考えているか知りたい。 以上です。</p>	<p>企業への献血強化推進の要請については、本計画案において「企業等は、作業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に伝えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。」こととしています。頂いたご意見は、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>採血所の環境整備につきましては、本計画案において「採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。」「採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。」こととしています。頂いたご意見は、日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進につきましては、本計画案において「国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。」こととしています。頂いたご意見は、日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>献血者の意思を尊重した採血の実施については、本計画案において「採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。」こととしています。頂いたご意見は、日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>血液検査による健康管理サービスの充実につきましては、本計画案において「採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。」こととしています。頂いたご意見は、日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>キャンペーンでの記念品等の取扱いについては、頂いたご意見を日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>採血基準の変更については、本計画案において「国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から採血基準の見直しを検討する。」こととしており、厚生労働行政推進調査事業費の「採血基準の見直しに関する研究」において議論、検討がされておりますので、以下ご参考いただけます。 https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2017/173041/201724008B_upload/201724008B0007.pdf https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2016/163041/201623020A_upload/201623020A0004.pdf</p>

番号	御意見	御意見に対する考え方
4	<p>>令和五年度の献血の推進に関する計画を定める件(案) >令和五年度の献血の推進に関する計画 >第二 >二 献血推進のための施策 >1 普及啓発活動の実施 >ア 国民全般を対象とした普及啓発 >(ウ)複数回献血の推進 >記載の無い事柄についての意見 いい加減に、サービスとして行っているとしている血液検査結果通知の項目に尿酸の値を加えるようにされたい。尿酸の値は市民にとって気になるものであり、自分の健康・体調のパロメータとして日々の健康づくりにも有用な、健康増進にも役立つものであるはずであるが、通知すると望ましい項目について隠しておいて、複数回献血の推進を本気で図っているつもりであろうか？ 日本赤十字社等は、金が使いたいだけなのでは？そう思われるのであるが。(なお、以前の、採取した血液についての研究利用可否についての献血者の意思表示の手続の様態(※1)からすると、到底日本赤十字社(の献血事業)に、善の心や法令遵守の推進、仕事への誠実さは期待出来ない事を述べておく。) 献血を行った場合に希望した者に送付される血液検査結果通知の項目に、尿酸の項目を加えれば、複数回献血の推進に間違いなく資するはずであるが、今度こそ、ちゃんと、その追加を行うようにされたい。(なお、この指摘も5年以上行い続けているものである。とても厚生労働省及び日本赤十字の献血事業部門に複数回献血の推進の心がまともにあるとは思われないのであるが、無駄に公金を使うよりも、ちゃんと、行うと相当程度確実に複数回献血の推進が行え、かつ、行うべき(国民の健康増進等にも資するるので)、ものであり、加えて相当に安価である、尿酸についての検査項目の追加を行うようにされたい。行うべきなのは、論理的・道義的に明らかであるはずである。)意見は以上である。</p> <p>※1 あるいは、同意書面には「はい」の記入を行って、別紙で拒否の意思表示を行う、という方式。拒否の意思表示を行っても献血は可能なのであるから、「問診システムを利用した場合にはここで「はい」としないと先に進めないんです。」みたいな胡散臭い(というか虚偽か“病的な”異常な怠慢である。そんなのすぐ変えられるはずであろうに(1月しないうちに変えられるはずであろう。))。何故虚偽的な事務遂行を行うのだ？悪しき心があるからと見るのであるが。なお、研究利用拒否の書面は、その存在について厚生労働省や日本赤十字に問い合わせ確認を行って実際に献血ルームで存在の指摘を行わないと、出てこなかった。「そんなはずはありません。厚生労働省と献血利用拒否の意思表示が出来る事にするという取り決めをしています。」?でも実際の献血ルームではそうだったのである。東京都も福岡県も。なお、厚生労働省に指摘を行っても指導はなされなかったようである。どこもこれも腐っている。どこもこれも胡散臭い不適切な事務を行っていた。)事をせずに、素直にシステムを改めればよかったのに、2010年代後半に問診システムで研究利用拒否を行っても献血が行えるようになるまで、ずっとその様な事務遂行が続いていた。(もちろん、とても遺憾であった。)</p>	<p>以前より頂いておりますご意見は日本赤十字社に提供し、通知サービスも含め、献血推進については包括的に議論しております。 今回頂いたご意見についても、日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>